

香港における東北プロモーション事業

業務仕様書（案）

（一社）東北観光推進機構

仕様書

1. 業務名

香港における東北プロモーション事業

2. 目的

香港市場は、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年において、台湾や中国に次いで東北6県・新潟（以下、「東北7県」という。）を訪れた旅行者の数が多かった市場であり、2023年の宿泊者数も2019年度比で見ても回復が早く、今後更に重要性を帯びていくと考えられる市場である。香港においてはリピーターが多いほか、日本食や自然・景勝地観光、温泉に対する関心が高く、まだ見ぬ日本を求める傾向があると言える。こうした特性の香港人は、東北の強みである桜や日本食、温泉などと親和性が高いと考えられることから、これらのコンテンツを香港に対し強くプロモーションしたい。

本事業では、インフルエンサー招請及び現地イベントを通じて、日本の次なる目的地を探す香港人に対し東北を強く訴求することにより、東北7県の知名度向上と誘客促進につなげることを目的とする。

3. 事業上限金額

金 6,000,000円（現時点での見込み額となっており、今後変更の可能性があります）（消費税及び地方消費税を含む）

記載の金額はあくまで現時点での事業上限金額であり、今後の予算確保の状況により変更となる場合がある。なお、事業実施に当たっては、上記金額内で東北観光推進機構が指定する額で、東北観光推進機構、秋田県、宮城県、山形県及び仙台市とそれぞれ契約を締結すること。

4. 契約期間

契約日から2025年3月21日まで

5. 業務項目

(1) インフルエンサー招請

①実施概要

- ・香港市場のリピーター層やFIT層に強い発信力を持つと考えられるインフルエンサーを香港現地から2～3名招請すること。
- ・招請時期は春季とし、4泊5日程度（機内泊含まず）とする。
- ・招請を通じて東北7県の観光資源を取材してもらい、自身のSNS等を活用した情報発信をすること。
- ・提案に当たっては、インフルエンサーの選定理由や市場において有する影響力（SNSフォロワー数等）を詳細に記載すること。また、情報発信を行うメディア・発信回数や目標とするリーチ数等についても明記すること。

※招請時期については、社会情勢を踏まえ柔軟に対応すること。なお、期間は東北取材にかかる日数とし、機内泊等は除くものとする。

- ・被招請者の選定に当たっては、可能な限り早期の調整を行い、キャンセルが発生する時期を明記する

など、キャンセル料等が発生しないようにすること。なお、キャンセル料が生じた場合、全て受託者が負担することとする。

②業務内容

- ・東北の桜と食、温泉旅館の魅力を訴求する招請行程の提案をすること。
- ・行程は東北7県の観光スポット等の中から選定することとし、広域観光を紹介する内容で提案すること。なお、必ずしも東北7県全てのコンテンツを行程に含める必要はない。
- ・東北7県の主要空港または主要駅から出発する行程とすること。
- ・行程は秋田県及び宮城県で1泊以上することに加え、仙台市内の視察（半日以上）を必須とする。
- ・香港の高所得者層に訴求可能な宿泊施設の利用を行程に取り入れること。
- ・受託者は、招請の実施前に被招請者に行程に係る意見を聴取し、委託者と調整の上行程を決定すること。

③招請における旅行手配

- ・被招請者選定に係る連絡調整及び手続等を行うこと。
- ・被招請者の旅行手配について、海外渡航費（被招請者自宅～海外拠点空港の往復含む）、日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。
- ・招請中、被招請者の中から新型コロナウイルス感染症の罹患者が出た場合、係る対応費用は全て受託者が負担するものとする。
- ・招請中の移動手段として、専用車を手配すること。
- ・観光施設等の視察に係る経費を計上するとともに、事前に取材許可及び見学費の減免許可等を得ること。
- ・事業目的の達成にふさわしい通訳及びガイドを手配し、当該通訳及びガイドに要する経費（交通費、宿泊費、食事代及び見学費等）を計上すること。
- ・宿泊先は、インバウンド受入に積極的であり、かつ原則として客室又は公共スペースでのWi-Fiが利用可能な宿泊施設とすること。また、原則1人1部屋ずつ手配すること。
- ・被招請者に当該事業に係る傷害保険を手配することとし、必要な経費を計上すること。
- ・被招請者に対してアンケート調査を実施し、集計及び分析の上報告すること。なお、アンケートの内容については、事前に委託者と協議することとし、今後の香港市場からのインバウンド誘客への検討材料となるものにする。
- ・招請実施後は参加者に適宜必要な情報提供等を行うことにより、取材内容の効果的な発信に向けたフォローアップをすること。
- ・原則として、被招請者には東北観光推進機構が実施運営する会員組織「TOHOKU Fan Club」に加入いただくこと。

(2) 訪日関心層向けイベント

①実施概要

- ・香港現地の日本食や自然等に興味関心が高い旅行者層へのPRを念頭に、東北7県の観光と食事・工芸品を訴求する内容のイベントを開催すること。

- ・イベントは、東北7県の観光セミナー及び東北の食事・工芸品をテーマとしたデモンストレーション、飲食体験を含めた構成とすること。
- ・イベントには香港現地のメディアやインフルエンサー、食品事業関係者など10名程度をゲストとして招待し、参加を通じて東北の観光・食事・工芸品の魅力を情報発信してもらうこと。
- ・開催時期及び開催期間は、2024年7月～9月の1日とする。
※開催時期については、社会情勢を踏まえ柔軟に検討すること。

②業務内容

- ・イベント会場の選定・手配や運営管理、イベント内容の企画、日本・香港双方の参加者の調整をすること。
- ・参加するメディア・インフルエンサー等の関心と自発的情報発信を促す内容構成を検討すると共に、現地マスメディアを活用するなど情報拡散方法も検討すること。
- ・前述の業務項目「(1) インフルエンサー招請」において招請するインフルエンサーをイベントに活用するなどし、事業効果の増加を図ること。
- ・観光セミナーでは東北観光推進機構、山形県、仙台市によるプレゼン時間を設けること。
- ・デモンストレーションや飲食体験においては、山形県、仙台市をメインとしつつ、東北7県の食事や工芸品を取りあげること。
- ・イベントの開催時期や時間帯は対象者の集客に適した内容で設定すること。
- ・イベントに必要な人員を手配すること。
- ・必要に応じて、イベントに要する工芸品等の産品を準備し、香港現地会場へ輸送すること。その場合、日本から香港、香港から日本への輸送に係る各種手続きを実施すること。
- ・イベントに使用する備品（パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク、その他必要と思われる機材）を用意すること。
- ・イベントのプログラム等を作成、翻訳し、パンフレット類とともに来場者へ配布すること。
- ・セミナー資料の作成及び繁体字への翻訳を行うこと。セミナー資料については、委託者と協議の上で決定すること。
- ・司会兼通訳を1名程度手配すること。
- ・イベントで使用する資料等の輸送経費を計上すること。
- ・アンケート調査を実施し、集計及び分析の上報告すること。なお、アンケートの内容は事前に委託者と協議することとし、今後の香港市場からのインバウンド誘客への検討材料となるものにする。

(3) 事業報告書の作成及び提出

①中間報告書

- ・インフルエンサーが情報発信を行ってから概ね30日以内に、発信実績をまとめた報告書を作成し提出すること。
- ・イベントが終了してから概ね30日以内に、事業内容をまとめた中間報告書を作成し提出すること。なお、報告書は東北観光推進機構、東北7県が旅行会社へのセールス等に自由に使用できるものとする。

②事業完了報告書

- ・2025年3月21日までに事業完了報告書を提出すること。

6. 事業効果の把握等に関すること

- (1) 本事業が誘客促進等につながったことを把握できる成果指標の設定、測定（調査）方法を提案及び実施すること。
- (2) インフルエンサーの発信については、媒体接触者数・クリック数等成果指標の設定を行い、効果の測定を実施すること。

7. その他

- (1) 受託者は、委託者と締結した「業務委託契約書」の各条項を遵守し業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務に要する機材および消耗品について準備すること。
- (3) 受託者は、業務の各段階において業務の遂行について随時報告を行い委託者の了解を得ること。
- (4) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。
- (5) 委託者が必要と判断した際には、受託者と協議を行った上で、本契約の内容を変更することができる。

以上